

(別記)

既存添加物「キナ抽出物」の使用実態調査実施要領

1. 調査対象

既存添加物「キナ抽出物」を使用した食品。

今回の調査は、「キナ抽出物」が器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申出しないこと。

2. 申出を行う者

原則として、当該添加物を使用した食品の製造及び販売を行う会社から申し出ること。ただし、当該添加物の製造又は販売を行う事業者が自らの製造受託元又は販売先の事業者等に対し情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。

3. 申出の方法等

(1) 調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要である。

(2) 調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、令和7年3月31日までに以下の登録フォームにて必要事項を記入すること。

- 登録フォーム：https://contact.caa.go.jp/standards_evaluation/webform-011.html

なお、登録フォームによる申出ができない環境下にある場合には、別添の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に以下の連絡先に電子メールに添付して送付することも可能である。

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

- ① 電子メールにて申出を行う場合、別添は、必要事項を記載の上、マイクロソフトExcelファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。
- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類をPDF形式で別添と併せて電子メールにて送付すること。

4. 申出書等の記載時の留意点等

(1) 第1に以下の情報を記載すること。

- ① 申出日
- ② 申出を行う企業等の住所
- ③ 申出を行う企業等の名称
- ④ 担当者連絡先

所属、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailをそれぞれの記載欄に入力すること。

⑤ 申出を行う企業の関与状況

ドロップダウンリストから「「キナ抽出物」を製造している」、「「キナ抽出物」を販売している」、「「キナ抽出物」を製造及び販売している」、「「キナ抽出物」を使用した食品を製造している」、「「キナ抽出物」を使用した食品を販売している」又は「「キナ抽出物」を使用した食品を製造及び販売している」のいずれかを選択すること。

(2) 第2に以下の情報を記載すること。

① 使用目的

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第6、別表第7を参考に、当該添加物を食品に使用する使用目的を記載すること。（例：着香の目的、風味増強の目的等）

② 使用量

当該添加物を使用する際の使用量又は濃度、残存量等を記載すること。（例えば、液体の食品1Lあたり当該添加物100mgを使用する場合は、「100mg/L」等）

最終食品における残存量で管理している場合は、「最終製品において」と付記すること。

また、使用量や使用方法に関する補足情報となる資料があれば、PDFとして申出書（Excelファイル）と併せてメール送付すること。

③ 使用対象食品

当該添加物を使用している製品の食品種別を記載すること。（例えば、「清涼飲料水」「リキュール」「焼き菓子」等）

複数の食品に使用している場合、各製品の種別を同一欄に複数列举して差し支えない。

④ 食品商品名

当該添加物を使用している製品の商品名を記載すること。

(3) 第3に以下の情報を記載すること。

① 添加物の商品名

使用している当該添加物の商品名を記載すること。また、把握していれば、製造又は販売する事業者名（メーカー名）を付記すること。

② 添加物の製品規格の有無

ドロップダウンリストより「有」又は「無」のいずれかを選択すること。申出を行う企業として添加物の製品規格又は受け入れ試験の規格を所有しているか否かについて回答すること。

③ 添加物中のキニーネ含有量

使用している当該添加物のキニーネ含有量（残存量）を把握している場合は、その値を記入すること。（例えば、「〇〇mg/kg以下」等）把握していない場合は「不明」と記載すること。

④ 食品の製品規格の有無

ドロップダウンリストより「有」又は「無」のいずれかを選択すること。当該添加物を使用する食品の製品規格の有無について回答すること。「有」を選択した場合は、製品規格の情報についてPDFとして申出書（Excelファイル）と併せてメール送付すること。

⑤ 食品中のキニーネ含有量

当該添加物を使用した食品におけるキニーネ含有量を把握している場合は、その値を記入すること。（例えば、「〇〇mg/kg以下」等）把握していない場合は「不明」と記載すること。